

会議名 財務常任委員会

日時 令和2年6月23日(火) 午後1時10分～午後2時32分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 黒川 武 副委員長 片岡健一郎 委員 鬼頭博和
委員 谷平敬子 委員 水野忠三 委員 大野慎治
委員 宮川 隆 委員 須藤智子 委員 井上真砂美
委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹 委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同主幹 小出健二、協働安全課長兼市民プラザ兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同統括主査 酒井寿、福祉課長 富邦也、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所所長 原咲子、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、学校教育課長 石川文子、同主幹 井手上豊彦、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第71号	令和2年度岩倉市一般会計補正予算(第5号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和2年6月23日）

◎委員長（黒川 武君） 皆さん、定刻になりました。関係者の皆さんもおそろいのごさいますので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 本日は6月定例会の最終日でございますけれども、追加の補正ということで、補正予算のほうを提出させていただきました。

時間もあまりない中、庁内でもプロジェクトチームを編成しまして、いろいろと支援策を検討したこと、あるいは国の予算の関係で計上しているものもございます。

本日は担当職員も出席しておりますので、ぜひとも慎重御審議の上、議決を頂けますようよろしくお願ひいたします。以上です。

◎委員長（黒川 武君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第71号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 省略とのお声を頂きましたので、当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

11、12ページをお願いします。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

◎委員（宮川 隆君） 災害対策費の中で、備品購入費、今回避難所で使用するA Iを搭載したサーモグラフィカメラを購入というふうに説明資料の中に入っているんですけども、このA Iを搭載したことにより、従来型のものとどのように仕様として違ってくるのか、教えていただきたいと思ひます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） すみません。今回購入を予定しておりますA I機能が入ったものなんですけれども、このA I機能が入ったことによって、人の顔を認証して、人の顔を検知して、その人の顔に焦点を当てた形で測定ができるというものになります。

◎委員（大野慎治君） すみません。今回避難所、主に体育館だと思いますが、5台ということですが、これからコロナ対策で避難所を多く開設しなければならないというときのために、このサーモグラフィーカメラというのは5台で十分充足するという考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）
この5台でこれから今後起きる災害対策で全て対応できるかというふうには考えておりません。今回5台とさせていただいたのは、今御質問の中にもありましたように、避難所、小学校の体育館5か所ということもございますが、これから台風シーズンになって、風水害等もございますので、そういったときに開設する避難所にも、今回購入するカメラを活用して、コロナ対策等の一つとして使用していくということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（谷平敬子君） 関連してなんですけれども、このサーモグラフィーカメラは5台購入するんですけれども、避難所を開設したときに設置されるんだと思うんですけれども、このサーモグラフィーカメラの簡単に大きさとか、どういったものなのかをちょっと教えていただきたいのと、設置するのに簡単な設置でできるのかというのを教えていただきたいんですけれども。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）
まず、設置の方法ですけれども、今回こちら、購入を予定しておりますカメラにつきましては、カメラによく使う三脚を使って、その三脚にカメラを固定して、入り口等に設置をするというような形の仕様を考えております。

少し大きさが、すみません、そこまでちょっと今分からない状況でございますが、一応測定距離といたしましては、1.5メートル離れた形で測定をする形の仕様となっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） すみません。間仕切り5張りという、恐らくテントとお聞きしておりますが、その大きさというのはどのぐらいの大きさのものを、縦、横、高さ何メートルのものなのかお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）
今現在購入を予定しております間仕切りのテントでございますが一辺が210センチ、210センチ×210センチで、高さが1.5メートル、150センチというものになります。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の議案質疑の中で、宅配ボックス設置費補助金についていろいろお聞きしたところだというふうに思います。それで、プロジェクトチームで検討されたということで、国の示す活用事例にあったということです。ただ、質疑を聞いておりますと、市民のニーズの調査だとか、

市内の設置率だとか、業者とのヒアリングも行っていないだとかということで、必要性がちょっと分からない部分を感じるどころです。その中で、200世帯で1,600万円という高額な予算になりますので、この点についてはちょっと疑問を感じているところではあります。

それで、まだまだほかにもいろいろ問題があると思っています。というのは、どんなものがあるかということで少し資料も頂いていますが、価格的には3万円から高いものだと40万円ということで、そのうちの半額か、または8万円を上限で補助をするということですので、そういった意味で言いますと、やはり一定経済的な余裕がある世帯に対するものなのかなあというふうに思いますし、説明の資料を見ていますと、共同住宅でも家主の同意を得れば対象とするということではありますが、恐らく戸建ての持家の方に限られてくるのではないかなあということを感じるどころです。そうしますと、対象者も少しどうなのかなあというところがありますし、そういう対象者の問題だとか、あるいは既にもうこういうものを設置している新築住宅なんかはお見受けするわけですけど、8月からのこの補助という点で、公平性がどうかということも感じるどころです。

プロジェクトチームではそういうことについては議論があったのかどうか、少し内容を教えていただきたいと思います。

◎総務部長（中村定秋君） 私、プロジェクトチームのリーダーをさせていただきましたので、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、設置率の調査というような話だとか、業者ヒアリングということで、本会議ではヤマト運輸というようなお話がありましたけれども、私も市内の工務店等にはお話を聞いて、大体平均的、標準的にはどれぐらいの価格のものなのかとか、工事費はどれぐらいかかるのかとか、そういったお話も聞きながら、もしこういう制度があれば設置もできますよというようなお話も伺っております。

その中で、金額についても大体資料の中では高いもので40万円というものもありましたけれども、標準的なところで、安いもので四、五万から標準的なところで十五、六万というような話がございましたので、今回は2分の1で上限8万円というような計上をさせていただいています。

あと、戸建てのみが対象になるのではないかとこのところは、確かに想定をしていますのは、やはり一戸建てのところに据置き型であるとか、あとはポール設置みたいなことで設置するわけですけども、実際に本会議でもお話をさせていただいた他県の事例では、戸建てしか対象にしていなかったということでもございました。

ただ、やっぱりそれでは戸建てのみということに限定してしまうのはどうかあというのをプロジェクトチームの中で検討をしまして、家主の同意が得られれば賃貸でも認めていこうという結論に至ったというところでございます。

既に設置しているところもあって、公平性に欠けるのではないかということに関して言いますと、こういった補助制度をスタートすれば、どうしてもそういう既に設置しているところとそうでないところという差ができてしまうのではないかということでございますけれども、やはり今、新型コロナの関係で、接触機会の低減という新しい生活様式の中で、こういう岩倉市にとって、サラリーマン世帯が多くて、昼間人口が夜間人口に比べて少ないというような特性も踏まえたところでは、この宅配ボックスというのは有効ではないかと。結果的に宅配ドライバーの負担軽減につながったりとか、あるいは二酸化炭素の低減にもつながるというところで、社会的にも意義があることではないかというような、そういう結論で今回提案をさせていただいたということでございます。

◎委員（大野慎治君） 私も宅配ボックスのことでお聞かせください。

今、玄関先に宅配が置かれると、スマホのほうに宅配メールサービスといって、今置きましたと、しかも写真付で置かれるサービスがあるんですね。もう当たり前のように僕も、今よく分かるんですけど、こうやってお知らせサービスがある。着いたからすぐ玄関に取りに行くというふうにしてある。しかも、宅配の時間というのはいる時間に大体時間指定するので、昼間に時間指定するというのはいることを前提にその時間に選定している以上、時間指定しないということは宅配のときにはあまり考えていないですね。そういったサービスが今あるような状況下で、どうして宅配ボックスなのかというところ。

しかも、もう一点だけ。共同住宅で共同設置するときには、それは対象としないとした理由も含めて、見解をお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） この新型コロナの影響もあって、置き配のサービスというのが大分普及しつつあるということは承知しておりますけれども、やはりいたずらであるとか、盗難であるとか、そういった心配がある方も見えるというような判断で、今回宅配ボックスというのを、国の活用事例集にあったというのも一つの理由ですけれども、そういったことで今回は提案をさせていただいたということです。

あと、もう一つ何でしたっけ。

◎委員（大野慎治君） あと、共同住宅の共同設置するという、賃貸マンシ

ョンとかそういうところで設置できないじゃないかという、どうして除外したのかということです。

◎総務部長（中村定秋君） 賃貸であっても対象にというのは、先ほど申し上げましたように、戸建てだけではというところで、条件がそろえば賃貸もというところで対象にしようということであったんですけども、例えば10戸のアパートで、10戸そろって共同で何か設置ということになりますと、80万というような話になるものですから、それはどちらかという、アパートであるとかマンションの価値を上げる、賃貸物件の価値を上げるということになりますので、そこは補助の対象から外してもいいんじゃないかというような議論でございました。

◎委員（大野慎治君） 多分、共同住宅の方というのは、暗証番号で開けるようになるので、多分戸数よりずっと少ない数で設置するというふうに基本的にはなるんです。そういった部分で10戸が10戸絶対設置するという、共同設置するということはすごい面積を取るの、そういうことはあり得なくて、多分10分の1とか、3分の1とか、それぐらいの戸数のふうに共同設置すると考えられるんですけど、そういったことは検討されなかったんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） そうしたことも想定は、当然、暗証番号式で戸数分ないものもありますけれども、そうしたものもやはり、先ほど申し上げました賃貸物件そのものの価値の向上につながるものというところで、今回は対象にしなかったということです。

◎委員（梶谷規子君） 私も宅配ボックスについて、すみません、お聞きしたいんですが、議会のほうで、このコロナ対策の支援特別委員会の中での議論の中で、本当に困っている人たちなのか、それはというのを何度も議論をしてきたんですよ。やはり学生への援助、アルバイトもなくなり、学費も払えないとかという学生の援助ももっとしたいとか、本当に困っている学生をどう抽出するのかとか、様々な中で議論をしてきたところなんですけど、この宅配ボックスの設置、利用を考えるとときには、やはり持家の方の一定裕福というか、そういう人たちへの補助じゃないかなというふうに思ってしまうわけなんですけど、どうなんでしょうか。

また、国の活用事例での事例集に載っていたという、すぐ国という、私などはうがった見方をして、その宅配ボックスを作るところと何か関係があるんじゃないかなと思ってしまうんですが、先ほど部長が答弁されたように、その設置を市内の業者の人に設置してもらって、そういう市内の業者との関わりのあるところで設置というような条件つきみたいなところだったらまだいいのかなあというふうにも思うんですが、どうなんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、今回内容等について今精査、検討しているところではございますが、設置につきましては、市内業者に限らせていただきたいというふうに考えております。

先ほども、今回このプロジェクトの中でも、市内の業者から見積りを取って設置に係る費用等を見積り等を聞いているということもございますので、今回は市内業者というふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） ネットとかで見ると、一番安いこのパナソニックのやつだと3万円以下、2万6,000円ぐらいで売っているのを見たんですけども、今言ったその設置費用ですね。その設置費用を含めての金額の2分の1という考え方でよろしいでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

はい、お見込みのとおり、設置費も含めた形の補助になります。

◎委員（堀 巖君） こういった事業を展開するときには、やはりこれは補助なので、補助金要綱みたいな要綱を定めると思うんですけども、それはお示しいただけますでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、その要綱の内容について検討をして、今精査して取り組んでいるところでございますので、ちょっとお示しができる状態ではございません。

◎委員（堀 巖君） いや、それはちょっと、ある程度固めてから議案に提案するのが本筋だと思います。

今言ったように、例えばアンカーを止めるぐらいだったら自分でできる方もいると思いますけれども、必ずこれは業者がやらないと駄目という要綱の仕立てになるのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回、御提案の中でお示ししたアンカー等で躯体等に固定されていることということで、今現在としては、こういったアンカーで固定すること、アンカー等ということ容易に動かせない状態にしていただくということを想定しておりますので、今、私どももいろいろと宅配ボックスのことで調べておりますが、今、強固な接着剤での設置ということも可能というふうになっておりますので、そういったものも対象にしていきたいというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

どうのような質問ですか。

◎委員（堀 巖君） 確認です。

個人で工事をした場合でも、その工事に係る今の接着剤とかの費用を含めた形での申請をするということによろしいでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

はい、そういったものも含んで補助するという形になります。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君） 以上で款2総務費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款3民生費についての質疑を許します。

◎委員（榎谷規子君） 就労継続支援B型事業所や、このたびは第2みのりなどの介護施設も入れてもらっている状況みたいですが、これらの事業所の下請工賃とか、そういう仕事なくなっている状況を具体的にどのようにつかんでいらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

◎福祉課長（富 邦也君） 現在、市内にある就労継続支援B型、4か所事業所がありますが、そちらと生活介護の事業所2か所から、今現在の状況等を、コロナの影響等を聞きながら、今回、予算等を計算させていただきました。

現在のところ、事業者の工賃の支払いまで影響をしている事業所等はありませんが、今後このような状況が続きますと工賃まで影響してくるということで、今回予算のほうを上げさせていただきました。

◎委員（榎谷規子君） もともとがいろいろこういうところというのは、本当に下請工賃もすごい低いところなんですけど、工賃まで今のところ影響をされていないということは、仕事が極端にこのコロナで減ってしまっているとか、そこら辺が具体的にはまだ見られていないということでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 今のところはコロナの影響で少しは下がっている状況もありますが、事業所の努力のおかげで利用者の工賃までの影響までは出てきていないという状況になっております。

◎委員（榎谷規子君） いろんな自主製品などを販売する機会が、いろいろ桜まつりや地下道の販売とかも減って、クッキーや縫製などの自主製品を売りに行くようなところもすごく減っているという状況もちょっと耳にするわけなんですけど、一律5万円の補助ということで足りているんでしょうかね。大体一律ですか、この5万円。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらの5万円で予算を立てたものは、そのの

4か所の事業所と、あと2か所の生活介護の事業所から聞き取りをしながら、平均するとこのぐらいになるのかなあとということで5万円、1事業所という形で上げさせていただきました。一律ではなくて、平均を取って上げさせていただきました。ですので、工賃が落ちたところについては、補助額も変わってきますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はありませんか。

◎委員（木村冬樹君） 保育園費のほうに行きたいと思っておりますが、児童福祉施設等への新型コロナウイルス感染拡大防止事業ということで、保育園や子育て支援の関係だとか、一時保育の関係だとかということで、以前の補正であったように、事業所ごとにどんなものを買っていくのかということで、少し提示されているところでもあります。

それで、説明書の中には、加湿空気清浄機だとか噴霧器ということが書かれておまして、議案の議会への説明の全員協議会の場でも、次亜塩素酸水を使ったものというようなことをおっしゃられたというふうに思っています。それで、次亜塩素酸水については、消毒の有効性だとか、あるいは安全性というところがまだ確立されていないのではないかなあとというふうに思うんですね。その点についてはどんな見解を持ってそういう機器を子どもたちの事業所に設置しようということなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 次亜塩素酸水というか強酸性の水を作る生成装置は、3月のときに購入をさせていただいておりますので、今回はそちらを利用した形での噴霧のところになっておりますので、今回、次亜塩素酸水を購入するということではないところは一つ御報告をさせていただいた上で、次亜塩素酸水のいろいろな評価につきましては、それ以降のタイミングでいろいろ出てきているところではございます。立証されていないということにはなってございますが、次亜塩素酸水自体は新型コロナウイルスと同様の構造を持つ、例えばインフルエンザウイルスであるとかのような抗ウイルス効果というところは一定論文では支持をされておまして、専門家の中では一定の効果はあるのではという専門家もいるところでございます。

安全性という面で申し上げますと、文部科学省のほうからの事務連絡におきましても、次亜塩素酸水を噴霧するということに関しては、確かにまだ有効性や安全性は明確にはなっていないとは言えないということから、空間への噴霧はしないようにというお話は出ているところでございます。

したがいまして、今回の噴霧は、そのような空間噴霧であるとか、空間除菌といった方法ではなく、園児が帰った後に保育室やホールの床等を消毒す

るために職員が手のスプレーで、はいつくばった状態でシュッシュッとやりながら拭くというよりは、直接床に広範囲に噴霧できる形で、保育士の負担を軽減し、また作業効率を上げるという意味で使用させていただきたいという目的で購入をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 園児が帰った後ということですけど、そうするとどうなんでしょうか。逆に保育士さんたちの労働とかには影響してくるのではないかなあというふうに思ったりするんですけど、そういうことはないでしょうか。また、その噴霧されたものが空中を漂うみたいなことはないということでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 全く漂わないかと言われると、それは私も当然お話しできるようなものではないし、近い距離で床にまいたとしても、多少跳ねる部分はあるということはあるかもしれません。そのために、なるべく子どものいないところで大量にやるときはやると。常に保育士のほうは、もともとこのコロナが始まってから、消毒等をいろいろ労苦をかけているところではございます。時間外というお話もございしますが、少しでも身体的な負担も軽減できればというふうには考えておって、できることはやっていきたいなあという思いでございますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 繰り返しはしませんが、とにかく安全性がまだやっぱり確立されていないということで、厚生労働省やWHOも含めて噴霧は推奨しないというふうに言われているものだというふうに思っています。ですから、たとえ園児が帰った後であろうと、使用には本当に注意が必要だなあというふうに思います。保育士さんの健康面も考えてどうなのかというところがありますので、その辺も含めてこの噴霧器を買うかどうかというのは少し検討する必要があるのではないかなあというふうに思いますので、検討をお願いしたいというふうに思います。

◎委員長（黒川 武君） 答弁、必要としますか。

◎委員（木村冬樹君） いいです。

◎委員（梶谷規子君） このたびは、小学校、中学校では専門の清掃業者を入れてもらうことになっている予算ですが、保育園については、過去は用務員さんがいらしたと思うんですが、今、用務員さんは各保育園には見えない状態だと思うんですが、この消毒、清掃作業は保育士がやっている状況でしょうか。その負担軽減などはどのようにお考えかお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 3月のところから一定自粛を頂いているところの、3月からずっと保育のほうは放課後児

童クラブ、保育園ともにお預かりをして実施をしているところでございます。その中で、職員等、いろんなどころの消毒等をやっておるところでございますので、トイレについても同様に職員がやってまいりました。そういった中では、トイレの床面、うまく次亜塩素酸水であるとか噴霧器も使いながら、少しでも負担を減らしながらというところは考えたいところではございます。

◎委員（梶谷規子君） 新たにそういう清掃、消毒の人を配置ということは、全く考えはないということなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在のところはこの体制でというところで考えてございます。

◎委員（大野慎治君） じゃあ、ひとり親世帯への臨時給付金支援事業についてお聞かせください。

児童扶養手当受給世帯への給付というのは、岩倉市独自として上乘せ給付というのは検討しなかったのかどうかお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回のこの支給に当たりまして、上乘せということは考えは特にしてございません。

◎委員（鬼頭博和君） 関連してなんですけれども、ひとり親世帯への臨時給付金支援事業の、ちょっと教えてほしいんですけれども、追加給付のところなんです、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった人というふうに書いてあるんですが、これ何か、その減少の基準とかそういったものというのは特にあるんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 正直申し上げまして、難しいところでございます。国からこれに関する追加の、その大きく減少した基準等はないかというのが、こちらのほうからもいろんなどころで質問が上がっている中でのQ&Aとして返ってきているところでは、一律なことを示すことは逆に、それぞれ世帯によってその収入がもともと違うものですから、同じ例えば数万円といっても、それが全体の何%に当たるかというのは人それぞれである、世帯それぞれであるということで、それを踏まえた上で、できる限り簡易な聞き取りで判断をするようにというところでございます。

繰り返して申し上げますと、個別な結論は出ていないところを、それぞれの状況に応じて聞き取りをなさいたいというような内容でございます。

◎委員（鬼頭博和君） 分かりました。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で款3 民生費の質疑を終結します。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 岩倉は県営水道が前は5割・5割、自己水と5割だったのが、やはり自己水源が段々老朽化することによって県水の割合が上がってきていると思うんですが、県水のほうでの減額はないのでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 榊谷委員、今の質疑は上水道事業会計繰出金財源振替に関連しての質疑ということですか。

◎委員（榊谷規子君） はい。

◎委員長（黒川 武君） お聞きになりたいことは、県水の割合を。

◎委員（榊谷規子君） 県営水道の減額という動きはないのかどうかというふうに、今動きがあるのか。要望として出しているような状況をお聞きする中で、そういう動きはないのか、つかんでないかお聞かせいただきたいと思えます。

◎委員長（黒川 武君） 関連での質疑です。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 今のところ、特にそういった話は聞いておりません。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で款4 衛生費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

続いて、款6 商工費についての質疑を許します。

◎委員（水野忠三君） プレミアム商品券に関して、幾つかお尋ねをしたいと思います。

頂いた説明資料のほうで、商品券の使用期間、令和2年9月15日から令和3年1月17日までということで、使用期間のほうは資料のほうに書いてありました。そして、全協のほうで商品券の換金期間についてもお尋ねをしましたが、念のため、まずもう一度、その換金期間はいつからいつまででよろしかったでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君） 銀行での、金融機関での換金期間につきましては、9月23日水曜日から1月29日の金曜日までとさせていただきます。

◎委員（水野忠三君） ありがとうございます。

使用期間と換金期間が、今おっしゃられたようになかなか期間が重なっている。これは、例えば商工業と申しますか、お店をやっている方に対しては資金需要ということで、速やかに換金をするということは大変必要な大事なことだと思うんですけども、このプレミアム商品券が要するに5,000円分で7,000円の金券になっただけでは意味がないのではないかというふうに考えています。

こういう商工振興は性善説に立たないとなかなか進めることは難しいとは考えますが、5,000円で7,000円分ゲットして、それを換金して、またさらにその7,000円分で商品券を買って、また換金をしてということを繰り返す。これは1人最大2セットまでということですけど、例えばチームを組めば、40%プレミアということは1.4倍になりますから、1.4掛ける1.4で1.96倍、2倍になりますね。それで、1.4掛ける1.4掛ける1.4、1.4の3乗だと2.744というふうに2.8倍近くになっていく。これは1人でやるのではなくて、例えばチームを組んで、チケットの購入と換金を繰り返すという事例が出てこないとも限らない。そういうものに対して、もちろん性善説に立つことが大事だとは考えますけれども、可及的に防止するための対策というのは検討されたんでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎商工農政課長（神山秀行君） すみません。基本的に予約で販売をさせていただき予定しております。それで、予約でいっぱいにならなかった場合については一般販売をさせていただき形で考えております。

あと、事業者が換金を繰り返すという話が御心配いただいたかと思うんですが、一応そういったことは事業者のほうに誓約書を取りまして、そういったことをしないような形で取り組むという形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（水野忠三君） 理解できました。

それで、関連なんですけれども、いわゆるそのプレミア率が例えば10%、20%だったらあまり心配する必要もないかなと思いますが、40%を超えてくると、手形の割引みたいに、例えば5,000円で7,000円分を買って、それを6,000円で販売をするというような、そういう要するに手形の割引みたいなことを心配するわけですが、そういう懸念はないのか。

それから、それと関連して、1人最大2セットまでということで、この点についてはどのようにチェックをされるのか。その点を確認したいと思いま

す。

◎商工農政課長（神山秀行君） まず、1人2セットをどうやって確認するかというところなのですが、予約については1人2セットという形で考えております。もし、売れ残った場合については、1人4セットまでの販売という形で一般販売、予約販売の期間が終わった後に一般販売、1人4セットまでという形で考えております。

あと、事業所の関係につきましては、やっぱり一定誓約書を取ってルールは守ってもらうというところをお願いしていくしかないのかなあとというところになりますので、こうあった場合どうだ、こうあった場合どうだという、悪いことばかり考えるといろんなことができるとは思いますが、一定善良な事業者という形で誓約書を取ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（黒川 武君） ちょっと暫時します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎委員（水野忠三君） 今お答えになったこと、非常に理解できるところでございます。やはり、商工振興というのは信頼関係の下にしていくということはとても大事だと思います。

それで関連はするんですが、ちょっと視点を変えて、要するに、その商品券というものが金券になっただけでは意味がない。どう消費につなげていくか。商品券だけが動くのではなくて、その商品券が動くことによって品物なり食事なり、そういうものが動く。商品券がAさんからBさんに渡って品物がBさんからAさんに渡る。それによって、例えば品物とか料理とかの原材料とか仕入先とかも一緒に波及効果が出てくるわけで、商品券だけが動くということは、要するに消費につながっていかないというように考えるんですけれども、商店側のその意欲をどういうふうに引き出していくかというような視点で、どういう検討がなされたのかお伺いしたいと思います。

◎商工農政課長（神山秀行君） すみません。一定事業者、営利事業者ですので、自助努力も必要になるかと考えます。その中で、その皆さんのやる気を期待したいと思っておりますし、消費につきましては、おつりを出さないということなので、1枚500円の券で、500円ちょうどで買物をすることは多分ないと思っておりますので、そこからまたさらにちょっと上乘せして買物をするということで、消費の拡大、商品券だけによる消費の拡大ではなくて、そういったちょっと波及効果も一定期待しているところになっています。

◎委員（大野慎治君） すみません。後日プレミアム商品券についてはナン

バーだと思えますけど、抽せん会を行うということですが、抽せん会はいつぐらいを今想定しているんでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君） 今のところ想定しているのが、鍋フェスが1月の16、17に開催します。それが市制50周年のスタートイベントという形になりますので、できればその場で発表できたらいいなというところで、今、商工会と調整させていただいているところになります。

◎委員（谷平敬子君） 関連してなんですけれども、この300万の景品なんですけれども、中身は分かっていると思うんですけど、どんなものがあるのか教えていただけますでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君） 中身というところで、まだ詳細まで詰まっ
てはないんですけど、景品法の関係で10万円以下という上限がございます。その中で検討していくという形になりますが、プロジェクトの中で想定されていたのが、テレビとかそういった家電関係ですね。あと、それとは別にふるさと納税の返礼品、やはり市内に住んでみえる方に商品券を買っていただきたいというところもあります。そういった方についてはふるさと納税が市内の方はできないもんですから、その返礼品を多分あまり見たことがないと思います。なので、市内にどんなものがあるかというのも、そういった景品で出すことによって知っていただいて、地域の振興につながっていけばなという形で考えております。

◎委員（谷平敬子君） もちろんこのテレビとかも、岩倉市の事業所で購入するんですよね。

◎商工農政課長（神山秀行君） 商工会に委託はしておりますが、商工会を通じて市内の電気屋さん、家電屋さん等で買いたいと考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（片岡健一郎君） すみません。1点だけ確認させてください。

市内の中小企業、小規模企業のみ14枚のうち8枚を使えるということなんですけれども、なるべくやっぱり選択肢は多いほうがいいと思うんですけど、市内の事業者においても。今どのような想定をされてこの事業者は対象になるのを想定されているのか。例えば商工会の会員なのかとか、そういった基準が何か決まっていたら教えていただきたいんですが。

◎商工農政課長（神山秀行君） すみません。昨年度、条例のほうもできた関係もありまして、中小の応援という形も含めまして、こういった小規模限定、あとどこでも使えるよという形で商品券のほうを割り振らせていただきました。

募集に関しましては、市が行う事業ということで、商工会の会員だけに限

らず、広く一般で募集したいという形で考えております。

◎委員（大野慎治君） 最後に確認させてください。

理容業者さんの方にも対象は広げるんでしょうか。

◎商工農政課長（神山秀行君） 理美容の方についても登録いただければという形で考えております。市内の広く事業者に登録していただければということだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎副委員長（片岡健一郎君） すみません、もう一点だけ確認。

業種は特に制限しないということによろしいですか、市内の中小企業であれば。

◎商工農政課長（神山秀行君） 一部、やはり風営法の関係とかは除きたい。あと、有価証券とか電気、ガス、水道、公共料金等についても、その商品券での支払いは除きたい。一定市内の小売業、サービス業等を対象にしていきたいなあという形で考えております。

◎委員（堀 巖君） その事業所というのは、事業所登録をしている事業所、例えばある一定の時期において新規で登録される事業所、個人事業主の類いですね。そういったところの線引きはどういうふうにするんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回事前に登録を頂いた事業者ということですが、中小企業、小規模企業ですので、基本的にはその中で個人事業主というのも対象になってくるかと思えます。

現在考えておる登録期間については、7月1日から7月31日までの間ということだと思っておりますので、その中で事業者として登録を頂いているところが御登録を頂けるのかなあというふうを考えております。

◎委員（水野忠三君） 国の地方創生臨時交付金の活用事例集の中に、マイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業というのがありますが、将来的な課題かと思いますが、この商品券などを、例えば紙の商品券ではなくてポイントカードみたいなものにしていく。これは先ほどちょっと自分が言いました不正利用等を防止していくというような視点もあるんですが、市独自の財源でやろうとしたら非常に高いですが、国の例えば地方創生臨時交付金などが活用できて、それでどの程度補助が出るか、補助率が10分の10なのかどうなのかちょっと分かりませんが、国の交付金を使ってこういう商品券の発行事業みたいなものをポイントカードみたいな、いわゆる紙じゃない形にしていくというのは将来的に検討し得るでしょうか。

◎委員長（黒川 武君） ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎商工農政課長（神山秀行君） 電子的な商品券という形で御提案いただきましたが、やはり市内の事業者の普及、そういった受入れの体制の普及も一つの課題になっておりますので、今後、一定の規模拡大というか、普及した折にはそういったことも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で款6 商工費の質疑を終結します。

続いて、款7 土木費についての質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと基本的な考え方だけお聞かせください。

あとの学習等共同利用施設も同じだというふうに思いますけど、この休館中の光熱水費相当額の補償というところで、もちろん開いていないものだから利用がなくて収入がないということもあろうかというふうに思いますが、基本的な相当額というのがどの範囲なのかというようなことでの補償の考え方を教えていただきたいと思います。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 今回の補償の内容ですけど、公共施設に關しましては、令和2年2月29日から5月31日までの間、休館とさせていただいております。その間に使用した電気、ガス、水道ですね。水道のほうは下水道の使用料も含めてですけど、こちらのほうを補償させていただきたいというふうに考えております。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（黒川 武君） 以上で款7 土木費の質疑を終結します。

続いて、款9 教育費についての質疑を許します。

◎委員（宮川 隆君） 素朴な疑問で質問させていただきたいと思います。

曾野小学校の修学旅行の延期に伴ってキャンセル料が発生しているということなんですけれども、なぜ曾野小学校だけなのでしょう。

◎学校教育課長（石川文子君） 今回キャンセル料のほうが発生したのは曾野小学校だけというふうになっております。こちらのほう、旅行の条件等を確認させていただきました。旅行条件書というのを見ますと、お客様の解除権というところでキャンセル料のところが載っております。基本的には、21日目以前の場合は企画料金に相当する額だけとなっております。ただしのところ、ちょっと文章のほうが書いてございますので、少し省略した形で読ませていただきます。

ただし、当社が運送、宿泊機関等が定める取消し料、違約料、その他の運送、宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用の金額を書面にて添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消し料については、次による取消し料の減額に関わらず、当社が運送、宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない運送、宿泊機関取消し料の合計額以内の金額としますと書いてございます。

すみません。簡単に言いますと、曾野小学校が利用する宿泊施設だけ宿泊約款というものが示されておりまして、そちらのほうで60日以内は30%の違約金が生じるというふうに書かれてございました。それと、ほかの学校につきましては、そういったものは記されていないというところで、曾野小学校だけ今回発生をしたということになりますので、お願いをいたします。

◎委員（宮川 隆君） すみません、よく分からないんですけども、要は最初の質問なんですけれども、曾野小学校だけ契約形態が違ったという認識でよろしいんでしょうか。それとも内容が違ったために、そういうキャンセル料が発生したのかと。どっちかな。

◎委員長（黒川 武君） 学校教育課長、簡潔にお願いします。

◎学校教育課長（石川文子君） 申し訳ございません。

契約形態は同じものというふうに思っております。宿泊施設によって契約、約款のほうに別にあったということで、そちらのほうに優先されるということで発生したものであると思っております。

◎委員（宮川 隆君） すみません、皆さん分からないと思うので、あえてちょっとつけ加えますけれども、団体旅行って3種類あるんですね。一般にパッケージツアー、皆さんが旅行されるときのパッケージツアー。それからもう一つが、何月何日まで、どこどこまで行きたいよという場合に、一括して受注するという受注型の企画旅行、要は行き先は決めるけれども、交通機関だとか泊まる場所というのは業者に任せますよという方法。それから、全てこちらから受注する。何時何分のどの列車でどこのホテルに泊まってという形態を取る、これが手配旅行と、この3種類があるわけです。

上記のパッケージツアーと、それから受注型の企画旅行というのは、消費者庁が示した標準旅行約款というのがありまして、それによると、20日前までだったら20%、7日前までだったら30%ということなんですけれども、この場合、曾野小学校が30%の違約金、キャンセル料が取られる可能性としては、7日前以降のキャンセルだったのか。それとも契約要項に基づく別の規約が入っていたのかということになるわけなんです。

今の課長の御答弁の中で、別に定められた約款で、宿泊施設だけは30%、何日前までであって、20日前以前、もう少し前であって30%の違約金がかかりますよということで記入されていたと。約款の中に記入されていた結果、受注型の企画旅行であっても30%の宿泊料のキャンセル料がかかったというふうに理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） すみません、そのとおりでございまして、約款のほうに60日前というところで30%の違約金が発生するということになります。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 教育振興費の中の委託料、コンピューター機器等保守委託料の134万1,000円についてお尋ねします。

ハードウェアの2億円に対して非常に安い保守委託料になっております。これは多分、保証期間中であるとか、1月からなのででしょうか、3か月分なので安くなっているとは思いますが、その保守の内容と、今後の保守料金がどのように推移するか、分かる範囲で教えてください。

◎学校教育課長（石川文子君） この保守の内容につきましては、例えばヘルプデスクですとか、児童・生徒の転入転出、また年度移行、学年移行のアカウントの移行作業といったもの、また緊急時の訪問サービスといったものを含めております。

今後の保守委託料の金額につきましては、一定ですのでよろしくお願いをいたします。

◎委員（関戸郁文君） 一定ということは、134万1,000円のままということですか。

◎学校教育課長（石川文子君） すみません。この134万1,000円は3か月分になりますので、月額でいきますと小学校は44万7,000円、中学校は22万4,000円ですね。これを月で掛けていくということになります。

◎委員（関戸郁文君） そうしますと、ちょっと経験からいくとすごく安い保守料金なので、生徒が壊したときには保証の対象にならないと思いますが、それでよろしいですか。

◎学校教育課長（石川文子君） 壊したときの保証は含まれておりません。

◎委員長（黒川 武君） よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） 関連で、G I G Aスクール構想では、タブレットは

i P a d O Sとか、Windows、クロームOSとか、3種類該当するんですが、3市2町の丹葉地区で同じものを導入見込みなのか、方向性について共同歩調で打合せをしているのか、そちらの見解をお聞かせください。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 丹葉の管内、3市2町につきましては、もう既に1市1町のほうがOSのほうを決定しております。できれば同じものを決めていきたいなあというふうに思っていたんですけども、子どもたちも使いますし、教員のほうも異動の中で使いますので、同じものをとっておりました。残りの2市1町でまた打合せ等もしながら、どういったものか、できる限りそろえていきたいというふうに考えております。そこには先生方の御意見も入れて決めていきたいと考えておりますので、お願いをいたします。

◎**委員（宮川 隆君）** 関連でお聞きしたいと思います。

丹葉地区で同機種を導入する方向で検討するということですが、指導される先生方としてはそのほうがいいとは思いますが、反面その購入というもの、大野委員が言われたように、一括購入することによっての財政的なメリットというのもあると思うので、できる限りで結構ですので、その辺もちょっと共同歩調をしていただけるとありがたいと思うんですけども、お考えはどうでしょうか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 管内だけでなく、県内でも共同調達できないかというようなところで話はございます。それぞれの市町の条件とかもございまして、もちろん共同調達も頭の中に入れてながら検討をしているところでございます。

◎**委員（宮川 隆君）** もう一点、先ほどの関戸委員の質問に対して、破損した場合の補償の対象になっていないという御答弁だったところなんですけれども、これは低学年になればなるほど、落っことす可能性というのは大きいと思うんですね。ですから、そういう破損した場合の保証の在り方みたいなものはどのように、個人なんですとか、それとも学校なんですとか。それとも、その都度その都度なんですか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 端末には保護カバーをつけたりとか、できるだけ落下にも強い形でしたいなあというふうに思っております。

保証につきましては、基本的には市のほうで見ていくのかなあというふうには思います。今後いろいろと本当に細かいところはまだまだこれから詰めていかないとけないなあというふうには考えているところです。

◎**委員（大野慎治君）** すみません。そうしますと、今回購入する児童・生徒用の端末というのは、まだLAN工事も終わっていない状況で、今回購入

するのはいつぐらいに納入見込みなのかというのは。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 今回の国の前倒し、全国的なものでございます。物の調達の方につきましても、本当にちょっと心配はしているところでございます。この保守の方を3か月分を見ているところなんですけれども、できれば年内には納めていきたいというふうに考えております。

◎**委員（堀 巖君）** 第2次、第3次補正みたいなところと関わってくると思いますけど、本会議でも言ったように、支援員、先生方のほうが心配なんですよね。だから、それも併せて、ソフトの話と先生たちの話と、やっぱり今後の国の補助メニューであるとか、そこら辺をどういうふうに見込んでいるのかというところをもう少し計画的にやったほうがいいんじゃないかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 先生方へのサポート等につきましては、今も部長の答弁にもあったかと思いますが、来ていただいているいろいろ指導の仕方ですとか、機器の取扱いとか、そういったことも受けております。今後、整えていく中にも、そういったサポート部分も含めた形で計上はさせていただいておりますので、お願いをいたします。

◎**委員（水野忠三君）** この生徒にタブレットということなんですけれども、例えば技術が進歩して陳腐化するという問題はちょっと今回は聞かないことにしますが、まず物理的に、例えばタブレットの中のリチウムイオン電池などをイメージしてもらえれば分かると思いますが、やはり劣化していった耐用年数というのが問題になってくると思います。大量に買い換えなければいけない時期が来ると思うんですが、その時期を見込んで積み立てるとか、そういうこともあるかと思うんですけれども、何年ぐらい耐用年数を見込んでいらっしゃるかお聞かせください。

◎**学校教育課長（石川文子君）** こういったコンピューターにつきましては、耐用年数五、六年かなあというふうなところでは考えております。

◎**委員（梶谷規子君）** すみません。学校給食のことでお聞かせいただきたいと思うんですが、学校再開で非常にいろんな複数の人がおかずを分けたりとか、そういうものも接触してはいけないというので、子どもたちではなく配膳員さんや先生たちによるものとかいうので、かなり最初の頃の給食が非常に質素だったということもお聞きするんですが、平常の小学校240円、中学校270円の方法よりも質素なために、豪華にできないから給食費を計上するというのではないですよ。家庭の経済的負担を軽減するためということで、これからは徐々に元の給食になっていくんでしょうか。

それで、初めてこの夏場の給食ということで、食中毒とか非常に心配する

わけなんです、そういった配慮などをもちろん十分にさせていただいているとは思いますが、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 給食につきましては、この再開のときに、ちょっと質素と言われてしまうと寂しいんですけども、段階的に給食のほうも開始をしてきました。なるべく多くの人の手を渡らないような形で配れるものを、パンも個装したもの、あとはデザート、あとは具だくさんの汁といったようなところからスタートをさせていただきました。子どもたちも多分、給食のほうも慣れてきているところだと思います。今現在はもう通常の給食に戻っております。

その給食費につきましては、今までもそうなんですけど、1年を通して頂いた給食費で賄うというようなことで考えておりますので、なかなか日々ちょうど240円徴収したから240円の給食ということにはできていない。特別な給食のときのために少しそれ以下のときもありますし、そういうことは御理解いただきたいと思います。今回の無償化の事業につきましては、あくまでも経済的な負担の軽減というところで行うものでありますので、御理解のほどをお願いいたします。

あと、夏の給食につきましては、今回初めてこの暑いとき、夏休みに給食を出すということになります。献立を作成する際にも食中毒にならないような献立メニュー、食材、そういったものも考えながら決めておりますので、よろしく願いをいたします。

◎**委員（大野慎治君）** すみません。学校管理費のうち小・中学校の施設管理費で、トイレ清掃の委託事業についてお聞かせください。

積算根拠資料には、1人当たりの単価が1万8,150円ということになっておるんですが、大体何時間ぐらいの清掃時間を考えているのかお聞かせください。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 勤務時間につきましては、7時間を想定しております。

◎**委員（大野慎治君）** 知立市さんでは、学生向けに、夏休み期間にちょうど該当するので、学生を対象にアルバイト、委託会社が多分募集することに結果的にはなると思うんですが、学生向けに募集するというお考えはあるんでしょうか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 今回委託の形でやらせていただきます。清掃についての教育のほうもしっかりしていただけるかなあとということ、あと新型コロナウイルス感染症のまだ分からないところがあるので、その感染リスクのことも含めて、やはり専門のところをお願いをしたほうがいいという

ようなところで、委託で考えております。

◎委員（木村冬樹君）　じゃあ関連して、すみません。

本会議の質疑の中で、事業所からの聞き取りもやって、すぐには対応できないということでこの期間になったというふうにお聞きしたんですけど、その事業所というのは、大体専門的なところは想定できているというような状態でよろしいでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君）　想定の方はさせていただいております。

◎委員長（黒川 武君）　他に質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（黒川 武君）　以上で款9教育費の質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

次に、歳入の質疑に入ります。

7ページ、8ページをお願いします。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　ちょっと関連になってしまうから、休憩して聞いたほうがいいかもしれませんので、どうしよう。今後の国の臨時交付金の関係と岩倉市としてのそれに対する対応についてお聞きしたいんですが。

◎委員長（黒川 武君）　関連でよろしいんじゃないですかね。

◎委員（木村冬樹君）　今回、国の第1次補正による地方創生臨時交付金が歳入として計上されているところであります。そして、第2次補正の予算も通ってということで、金額は岩倉市は分かりませんが、これから相当額の交付金が下りてくるだろうということで、今後のコロナ対策について、まだ第3弾だとかいう形で考えているのかどうかという点と併せて、やってきた事業について、やっぱり検証も必要だというふうに思うんですね。例えばテイクアウトのチケットがあまり換金されていないというような状況をちょっとお見受けしたり、今回の宅配ボックスの問題も少し議論があったところで、こういったことの検証もやっぱりやっていかなきゃいけないというふうに思うところなんですけど、そういった点は特別委員会になるのかなあというふうに思いながら、今後どのように対応していくのか、考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（中村定秋君）　まずは財政の状況ということで申し上げますと、以前、全員協議会のとときに今の留保財源、今回6月補正をやった後、7,900万ということで、もうかなり厳しい状況です。ここで国の第2次の2兆円の部分で幾ら来るかというところで、休憩中ということで、まだ正式な通知は来ていませんが……。

◎委員長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

答弁をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） すみません。この後、国の臨時交付金2兆円の分の岩倉の分が配分されますと、それがプラスされて留保財源になっていくというところです。

例年9月補正で舗装・側溝であるとか、そういった補正を組んでいるんですけども、市内の事業者等のことを考えると、そこもやっぱりやっていく必要があるんだろうなあというところで、現時点でコロナの第3弾というところは、正直厳しいかなあという見通しでございます。

ただ、また第2波が来たりとか、そういったところでいけば、当然一般質問でも言われました財政調整基金の取崩しとか、そういったことで対応していく必要があるのかなあというふうな見通しです。

あと、検証という意味でいいますと、やはり今回急いで5月臨時なんかは計上しましたし、今回の6月の追加も、プロジェクトでいろいろと本当に検討はしていきまされたけれども、これまでやったことのない事業なんかも出ていますので、例えばそのプレミアム商品券でいけば、後で抽せん会をするという、このプラスアルファの部分とか、やったことがないですし、宅配ボックスも多分全国初の事業ですので、そういったところはしっかりと検証していく必要があるのかなあというふうには考えています。以上です。

◎委員長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議につきましては省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認めます。

委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（黒川 武君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第71号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算（第5号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（黒川 武君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（黒川 武君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。